

## 生産性向上特別措置法の先端設備等に係る 生産性向上要件証明書の発行について

### ■ 生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書の発行について

1. 証明書の発行手順は、これまでの「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」と変わりはありません。
2. 生産性向上特別措置法の施行日(2018年6月6日)以降は、新様式の証明書・チェックリストに切替ります。  
新様式の証明書の表題は、『中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書』です。  
そのため「経営力向上計画」と「先端設備等導入計画」のどちらの申請にも使用できます。

#### 【税制優遇の適用期間】

「経営力向上計画」(中小企業等経営強化法)

→ 適用期間：2019年3月31日まで

「先端設備等導入計画」(生産性向上特別措置法)

→ 適用期間：2018年6月6日から2021年3月31日まで

※施行日～2019年3月31日まで、二つの税制優遇が執行されることとなります。  
二つの税制優遇の相違は後述します。

### ■ 機械の納入について

1. 中小企業等経営強化法では、基本的に「経営力向上計画」の認定後に機械を納入するスキームです。但し、計画認定前に機械を納入した場合は、納入した日から60日以内に「経営力向上計画」を申請し受理されれば、その後の認定を受け、税制優遇措置を受ける事が可能です。
2. 生産性向上特別措置法においては、「先端設備等導入計画」の認定後でなければ、機械の納入は認められません。これは税制優遇措置を受ける必須条件です。

### ■ 税制優遇の内容

適用期間内に取得する機械が対象で、税制優遇内容は下記となります。

1. 生産性向上特別措置法では、税制優遇の対象は固定資産税のみとなります。「先端設備等導入計画」の認定を受ける事で、固定資産税が3年間にわたり、0～1/2に軽減されます。  
※ 固定資産税の軽減額は、それぞれの市区町村で異なります。現状での各市区町村の軽減額に関する情報は、下記のURLでご確認頂けます。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180413seisanseiPRankeito.pdf>
2. 中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受ける事で、固定資産税と法人税額控除の両方の税制措置を受ける事ができます。
  - ・ 固定資産税(地方税)：3年間にわたり、固定資産税が1/2に軽減されます。
  - ・ 税額控除(国税)：即時償却または税額控除10%(資本金額3千万円以下)～7%(資本金額1億円以下)の措置を受ける事ができます。
3. 即時償却(中小企業等経営強化法)と固定資産税3年間0～1/2の税制優遇を受ける場合は、「経営力向上計画」と「先端設備等導入計画」の両方の申請・認定が必要です。

### ■ 計画書について

1. 計画書の申請・認定機関が変更となります。  
「経営力向上計画」：所管の経済産業局 / 「先端設備等導入計画」：市区町村
2. 計画書の作成方法が変更となります。  
「経営力向上計画」(中小企業等経営強化法)：事業者が単独で作成し、申請が可能です。  
「先端設備等導入計画」(生産性向上特別措置法)：事業者が作成した計画は、認定経営革新等支援機関に事前確認してもらい、「事前確認書」を取得しなければ申請できません。  
※「経営革新等支援機関」の関与は、計画申請・認定の必須条件です。

### ■ 経営革新等支援機関とは

国に申請し認定を受けた商工会議所、中小企業団体中央会、地域金融機関、会計士等です。  
この支援機関は、下記URLで確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>